

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第157号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月13日（月） 11時30分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市黒島西方沖 黒島島頂から真方位269° 700m付近 （概位 北緯34° 35.9′ 東経134° 09.1′）
事故等調査の経過	平成24年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット スエコ、10トン
船舶番号、船舶所有者等	235-32535兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	センターキール先端に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、センターキール先端からの喫水が約2.3mで黒島西方沖を機走して北進中、平成24年8月13日11時30分ごろ黒島西方沖の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約68cm
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近を航行したことがなかった。 本船にはヨット・モーターボート用参考図が備え付けられていたが、船長は、事前の水路調査を行っていなかった。 船長は、本事故当時、GPSプロッターで船位を確認しながら、航行していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、黒島西方沖を北進中、船長が水路調査を行っていなかったことから、黒島西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、黒島西方沖を北進中、船長が水路調査を行っていなかったため、黒島西方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行海域の水路調査を行うこと。